

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団内部監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）における業務及び会計に関する内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 監査は、財団の業務運営及び会計処理の適正性等について、公正かつ客観的に調査及び検証し、その監査結果に基づき助言、提言を行うことにより、財団の健全な運営に資することを目的とする。

(実施)

第3条 監査は、監査室が実施する。

2 監査は、原則として、実地監査により行う。ただし、状況によっては、監査を受ける部署等（以下「監査の対象部署」という。）から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。

(種類)

第4条 監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 業務監査 財団の業務運営が法令及び財団の諸規程等に従い、適正かつ効率的に執行されているか否かについての監査。
- (2) 会計監査 財団の会計処理が正当な証拠書類等により事実に基づいて処理され、帳票等が法令及び諸規程等に従い適正に記録されているか否かについての監査。

(区分)

第5条 監査の区分は、次のとおりとする。

- (1) 定期監査 定期的に実施する。
- (2) 臨時監査 理事長が命じる事項又は監査を担当する理事(以下「担当理事」という。)が必要と認める事項について、随時実施する。

(監査年次計画書)

第6条 監査室は、監査に当たっては、監査の基本方針、監査項目、監査概要その他必要事項を記載した監査年次計画書を年度毎に作成し、あらかじめ担当理事の承認を得なければならない。ただし、当該年度において、担当理事が承認した後に必要となった臨時監査については、この限りではない。

(監査実施計画書)

第7条 監査室は、監査を実施するときは、あらかじめ監査実施計画書を作成しなければならない。

- 2 前項の場合において、監査室は、前条ただし書の臨時監査を実施するときは、当該監査実施計画書について、あらかじめ担当理事の承認を得なければならない。ただし、監査室長が特に緊急を要すると判断したとき等、あらかじめ担当理事の承認を得ることが困難であるときは、当該臨時監査の開始後速やかに、監査実施計画書について担当理事に報告するものとする。

(統括及び監査員)

第8条 監査は、担当理事の命により、監査室長が統括し、監査室の職員及び監査室の職員以外の財団職員(以下「監査員」という。)が実施する。

(監査員の権限)

第9条 監査員は、監査を実施するに当たり、監査の対象部署に対して関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めることができる。

(対象部署の遵守義務)

第10条 監査の対象部署は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。

- 2 監査の対象部署は、前条の求めに対し、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(監査員の義務)

第11条 監査員は、事実に基づき公正不偏かつ客観的な姿勢で監査を実施しなければならない。

- 2 監査員は、業務上知り得た事項について、正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- 3 監査員は、監査の対象部署の業務の処理方法等について、直接指揮命令をしてはならない。

(他の監査機能との関係)

第12条 監査室は、監事と連携又は調整し、監査効率の向上を図るよう努めなければならない。

(通知)

第13条 監査室は、監査実施計画書に基づき監査を実施するときは、あらかじめ監査の日

時その他監査に必要な事項を監査の対象部署の長に通知する。ただし、監査室長が特に緊急を要すると判断した場合又は特に必要があると認められる場合は、この限りではない。

(監査結果に基づく意見交換)

第14条 監査室は、運営会議にて監査結果を説明し、問題点の確認及び意見交換を行う。

2 前項の場合において、改善のための対策、措置等を講じる必要があると認めるときは、監査の対象部署の長を中心に対策、措置等を講じ、速やかに当該措置等を実施する。

(監査結果の報告)

第15条 監査室は、監査結果について監査報告書を作成し、担当理事に報告する。ただし、監査の結果、監査室長が特に緊急を要すると判断した事項については、あらかじめ理事長及び担当理事に報告する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

この規程は、令和4年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年6月11日から施行する。